

名古屋市環境影響評価条例における電磁的記録の作成に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条第3項、第9条第3項、第15条第3項、第20条第2項、第23条第2項、第28条第2項（第34条において準用する場合を含む。）、第29条の2第5項（第34条において準用する場合を含む。）及び第31条第2項の規定に基づき、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって市長が定めるものに関して必要な事項を定めるものとする。

(使用する記録媒体)

第2条 電磁的記録は、光ディスク（CD-R、DVD-R）に記録するものとする。

(記録媒体に記録するファイルの形式)

第3条 前条に定める記録媒体に記録するファイルの形式は、PDF形式とする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に地域環境対策部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。